# - 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京都廃棄物規則の一部を改正する規則 公布年月日・番号 平成19年2月9日・東京都規則第7号

#### 1 概要

建設泥土等の再生利用を促進するため、廃棄物処理法の特例措置の一つである知事の再生利用指定制度(個別指定制度)に係る手続について、簡素化・合理化等を図る。併せて、関連様式等の整備を行う。 具体的な改正内容については、次のとおりである。

(1) 指定基準の緩和(指定の対象範囲の拡大)

産業廃棄物再生輸送業及び産業廃棄物再生活用業の指定において、 排出事業者のみから委託を受ける者であることという基準を廃止し、 中間処理業者が処理を行ったものを再生利用する者も指定の対象と する。

併せて、営利を目的としない者であることという基準も廃止する。

(2) 産業廃棄物の種類に応じた申請書類・指定基準等

産業廃棄物再生輸送業及び産業廃棄物再生活用業の指定において 対象とする産業廃棄物を知事が別に定める。

併せて、全ての産業廃棄物に共通の申請書類・指定基準の外に、 産業廃棄物の種類に応じた申請書類・指定基準を知事が別に定める こととする。

(3) 公共工事等に係る申請書類の簡素化

公共工事等における再生利用の積極的な推進を促すため、公共工事等に係る産業廃棄物再生活用業の申請書類を簡素化する。

(4) 指定の取消し等に係る規定の整備

産業廃棄物再生輸送業者又は産業廃棄物再生活用業者が廃棄物の 処理及び清掃に関する法律や東京都廃棄物条例に違反する行為を行ったときなどに、指定を取り消すことができる旨の規定を整備する。

## (5) 実績の報告に係る規定の整備

産業廃棄物再生輸送業者又は産業廃棄物再生活用業者は、毎年度、 知事に再生利用等に係る実績を報告しなければならない旨の規定を 設ける。

#### 2 施行期日

公布の日

### 3 問い合わせ先

廃棄物対策部計画課計画係

直通 03-5388-3577

内線 42-815